



事 務 連 絡

令和 5 年 2 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

ビンポセチンの医薬品成分該当性について

今般、大阪府からビンポセチンにかかる疑義照会に対し、別添のとおり回答しましたので、御了知の上、貴管下関係者に周知徹底方よろしく申し上げます。

薬第1008号



別添

薬生監麻発 0217 第 6 号

令和 5 年 2 月 17 日

大阪府健康医療部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律に関する疑義について (回答)

令和 4 年 12 月 1 日付け薬第 2443 号をもって照会のあった標記の件について、下記
のとおり回答する。

記

貴見のとおりと解する。

薬 第 2 4 4 3 号
令和 4 年12月1日

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長 様

大阪府健康医療部長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律に関する疑義について（照会）

令和 4 年度大阪府健康食品買上げ検査の検体について、地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所において試験検査を実施したところ、下記物質を検出
しました。

人が経口的に服用する物として、当該物質は、昭和46年6月1日付け薬発第
476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の成
分本質の分類上、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断
して差し支えないか照会します。

記

1 名 称

ビンポセチン

2 参考情報

別紙のとおり

大阪府健康医療部生活衛生室
薬務課医薬品流通グループ
T E L : 06-6944-7129 (直通)
F A X : 06-6944-6701